

千曲市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

スポーツ振興課

千曲市体育施設条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、指定体育施設のうち更埴体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務は除くものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年4月25日提出

千曲市教育長 赤地 憲一

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市体育施設条例施行規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	千曲市体育施設条例 (平成15年千曲市条例条例第121号)
<p><u>提案理由</u></p> <p>更埴体育館の施設管理については、現在建設中の新庁舎等と総合的に管理することで、性質・運用時間の異なる施設の利用に支障を及ぼすことなく、かつ効率的に設備点検や清掃業務等の実施が可能になる。</p> <p>総合管理業務受託者に委託する関係業務は、施設保守・維持管理業務、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務のため、これらの業務を更埴体育館指定管理者の行う業務から除外する。</p>	

千曲市体育施設条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(指定管理者による管理) 第6条（略）	(指定管理者による管理) 第6条（略） <u>2 条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、指定体育施設のうち更埴体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務は除くものとする。</u>